

商品概要説明書

セレサ資産運用プラン定期貯金（愛称：未来応援）＜退職金・相続資金・他行預替資金コース＞

（令和8年10月1日現在）

商 品 名	セレサ資産運用プラン定期貯金（愛称：未来応援） ＜「スーパー定期貯金＜単利型＞」または「大口定期貯金」で組入れます＞
コース名	＜退職金・相続資金・他行預替資金コース＞
ご利用いただける方	・当 J A で取扱いしている投資信託（J A バンク投信ネットサービスを含む）または J A バンク資産運用サービスをお申込みいただいた個人で以下の①～③のいずれかの条件を満たす方 ※「投信つみたてサービス」による購入は対象外となります。 ①退職金お受け取り後2年以内である個人の方（新規預入に限ります） ※退職金限定定期貯金（ネクストステージ）の満期による資金を預け入れることはできません。 ※ご契約の際、退職所得の源泉徴収票または退職金受取口座のお通帳等をご提示ください。 ②金融機関（当 J A 以外の金融機関を含む）での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方 ※ご契約の際、他金融機関で相続手続をされた方は、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続であること」「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」が確認できる書類をご提示ください。 【例】・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続手続の依頼書等の写し ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で法務局に保管されていたものもしくは検認済みのもの）の写し ・戸籍謄本の写し ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し 等 ③他行預替資金をお預け入れ後2ヶ月以内である個人の方 ※他行預替資金とは、取扱期間中に他金融機関からの振込によりお預け入れいただいた資金または現金での新規お預け入れ資金に限ります。 ※預替資金では、該当資金につき1回のみご利用いただけます。 ・過去1年以内に J A バンク資産運用サービスの解約（一部解約を含む）をしていない方
募集期間	・令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水）
取扱金額・受入条件	＜退職金・相続資金・他行預替資金コース＞ ・投資信託または J A バンク資産運用サービスと定期貯金のセット商品です。 ・お申込み総額（エントリー分散投資の場合、初回引落額分のみ対象とします）のうち投資信託または J A バンク資産運用サービスに50%以上、残額を定期貯金にお預け入れいただきます。ただし、お申込み総額は、退職金限定定期貯金（愛称：ネクストステージ）または相続定期貯金のお預け入れ金額と合計して、退職金または相続資金のお受取金額までとします。なお、他行預替資金コースについては、他の金利上乗せ定期貯金等と合計して、預替された金額までとします。 ・投資信託の申込金額は100万円以上とし、J A バンク資産運用サービ

		スの新規申込金額は 300 万円以上とします。 ・投資信託（J Aバンク投信ネットサービスは除く）または J Aバンク資産運用サービスと定期貯金のお申込みは、同日とします。 ・J Aバンク投信ネットサービスを利用した投資信託のお申込みの場合、定期貯金のお申込みは投資信託の申込受付日から 2 週間以内（非営業日含む）とし、かつ、取扱期間内にお申込みされる場合に限りま
		- す。 ・定期貯金の作成と投資信託または J Aバンク資産運用サービスのお申込みは、同一店舗とします。 ・定期貯金は投資信託または J Aバンク資産運用サービスのお申込みをされたお客さまの名義に限りま - す。 ・投資信託または J Aバンク資産運用サービスのお申込み後、購入に至らなかった場合等、期間 3 ヶ月のスーパー定期貯金＜単利型＞または期間 3 ヶ月の大口定期貯金の店頭表示利率を適用する場合があります。
セット対象商品		
定期貯金	対象商品	・預入金額 1,000 万円未満 「スーパー定期貯金＜単利型＞」 ・預入金額 1,000 万円以上 「大口定期貯金」
	期間	・3 ヶ月 ・自動継続（元金継続または元利金継続）での取扱いとなります。
	預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額	・一括預入 ・1 円以上、組み合わせる投資信託または J Aバンク資産運用サービスのお申込み金額以内（お申込み総額の 50%以下）とし、お申込み総額の上限を退職金受取額、相続により取得した金額、または他金融機関からの振込によりお預け入れいただいた資金または現金での新規お預け入れ資金の範囲までとします。
	（３）預入単位	・1 円単位
	払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
	利息 （１）適用金利	＜退職金・相続資金・他行預替資金コース＞ ・「スーパー定期貯金＜単利型＞」、または「大口定期貯金」の店頭表示利率に年 10.0%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、原則として「スーパー定期貯金＜単利型＞、または「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。
	（２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金	・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の源泉分離課税となります。
	（５）金利情報の 入手方法 （６）その他	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利情勢等の変化により、取扱いを中止させていただく場合や内容・条件を変更する場合がございます。 ・投資信託または J Aバンク資産運用サービスを解約されても定期貯金の特別金利は初回満期日まで適用されます。 ・他の金利上乗せプラン等との併用はできない場合があります。
	手数料	—

	付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。ただし、大口定期貯金では取扱いできません。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
	中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに 払い戻します。 （１）定期貯金の預入金額が 1,000 万円未満の「スーパー定期貯金＜単利型＞」の場合 解約日における普通貯金利率 （２）定期貯金の預入金額が 1,000 万円以上の「大口定期貯金」の場合 以下の A および B の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が 0% を下回るときは、0% を下限とします。 A. 解約日における普通貯金利率 B. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ （注）なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当 J A 所定の利率とします。
	満期時の取扱い	・満期日までに継続を停止する申し出がない場合には、満期日に当初預入期間で自動継続します。自動継続の場合、継続後は初回適用金利は適用されず、「スーパー定期貯金＜単利型＞」または「大口定期貯金」の 3 ヶ月ものの店頭表示金利にて自動継続します。 ・自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は、解約または書替継続をした日における普通貯金利率により計算します。 ※満期の資金を退職金限定定期貯金（ネクストステージ）、相続定期貯金へ預け入れることは不可とする。
	貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
投資信託	対象ファンド	・当 J A で取扱いしている投資信託 ※ N I S A（つみたて投資枠）専用ファンドは対象外となります。 ※ ネット専用ノーロード商品は対象外となります。 ※ 投資信託ご購入においてスイッチングをご利用になる際は、本プランはご利用になれません。 ※ 「投信つみたてサービス」による購入は対象外となります。 ※ 対象ファンドの詳細につきましては、店頭窓口にお問合せください。 なお、期間中に「セレサ資産運用プラン（愛称：未来応援）」の対象ファンドを変更する場合がございます。
	投資信託についてご留意いただきたい事項	・投資信託は貯金でも共済契約でもありません。 ・投資信託は元本の保証はありません。 ・投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。

		・ J A バンク が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ・ J A バンク は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。 ・ 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・ R E I T 等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。 このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。 詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。 ・ 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。 ・ 一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。 ・ 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。 各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。 ・ 購入時：申込手数料がかかるファンドがあります。 ・ 運用期間中：運用管理費用（信託報酬・管理報酬等）が日々信託財産から差し引かれます。 ・ 換金時：信託財産留保額がかかるファンドがあります。 また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。 ・ お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
J A バンク 資 産 運 用 サ ー ビ ス	対象コース	・ 当 J A で取扱いしている J A バンク 資産運用サービス 6 コース ※対象 6 コースの詳細につきましては、店頭窓口にお問い合わせください。
	「 J A バンク 資 産 運 用 サ ー ビ ス 」 の お 取 引 に あ た っ て の リ ス ク に つ い て	・ 本サービスは、投資一任契約により投資一任業者がお客さまに代わって運用を行います。これらの運用成果はすべてお客さまに帰属します。 ・ 本サービスにおける運用は、株式・公社債・不動産投資信託等の有価証券等（いずれも外貨建てのものを含みます。）を最終投資先とする投資信託にて行います。 ・ 投資信託の価額は、株式相場・金利水準・為替相場・不動産相場・商品相場等の変動、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産や財務状況または信用状況の悪化等の影響に伴い変動します。したがって、運用成果によっては損失を被り、投資元本を割込むおそれがあります。 ・ 投資信託の主なリスクには、「価格変動リスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「流動性リスク」「カントリー・リスク」等があります。 ・ 本サービスでは、減額（一部解約）等の契約変更および契約の終了（解約）に際して、お申し込みを受付けることができない期間または条件等の制約が設けられています。そのため、お申し込みいただけるようになるまでに投資信託の価額が下落することがあります。 <留意事項> 本サービスにかかる投資一任契約の締結にあたっては、あらかじめ

		「投資一任契約の契約締結前交付書面（ＪＡバンク資産運用サービス）」 「ＪＡバンク資産運用サービス 投資一任約款」「ＪＡバンク資産運用サービス（愛称：まかせるぞう）サービス内容説明書」をお渡ししますので、内容をよくご確認、ご理解いただき、お客さまご自身でご判断ください。本サービスにかかる投資一任契約の締結に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。また、元本保証なく、預金保険・貯金保険・投資者保護基金の対象ではございません。 当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成しておりますが、正確性、完全性を保証するものではありません。 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。 ＜本サービスにかかる費用＞ 本サービスには、投資顧問料として、運用資産時価評価額に対して最大 1.32%（年率・税込）がかかります。 また、投資対象とする投資信託について、各投資信託の約款の定めにしたがい、運用管理費用（信託報酬）や信託事務の諸費用（監査費用を含む）など、間接的にお客さまがご負担する費用が発生します。運用管理費用は、各投資信託の純資産総額に対して上限 0.22%（年率・税込）となります。信託事務の諸費用（監査費用を含む）は、「国内株式インデックス・オープン（ラップ向け）」、「国内債券インデックス・オープン（ラップ向け）」、「国内リートインデックス・オープン（ラップ向け）」、「ヘッジ付先進国株式インデックス・オープン（ラップ向け）」、「先進国債券インデックス・オープン＜為替ヘッジあり＞（ラップ向け）」および「先進国リートインデックス・オープン＜為替ヘッジあり＞（ラップ向け）」については各投資信託の純資産総額に対して上限 0.11%（年率・税込）、その他の投資信託については運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。別途、各投資信託が投資対象とする有価証券にかかる売買委託手数料や外国での保管費用等の費用が発生しますが、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。 詳細は各投資信託の目論見書等でご確認ください。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または総合リスク管理室（電話：044－877－2186）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ総合リスク管理室またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045－211－7716）	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

セレサ川崎農業協同組合
登録金融機関
関東財務局長（登金）第 331 号